

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則.....（漁港漁村課）	61
告 示	
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	62
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	62
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	62
○建設業を営む者への監督処分.....（建設情報課）	62
○道路の供用の開始.....（道路課）	63
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	63

規 則
北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年 2 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第 9 号 北海道漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 第13条第 1 項中「者に限る」の次に「。次項及び第 3 項において「許可申請者」という」を加え、同項ただし書を次のように改める。 ただし、使用を開始しようとする日がその日の属する月の16日から末日までの場合にあっては、その月の前月の16日から末日までの間においても、当該申請書及び添付書類を知事に提出することができる。 第13条中第 6 項を第 8 項とし、第 2 項から第 5 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 2 項を加える。 2 許可申請者は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第 4 条に規定する漁港漁場整備事業その他の漁港若しくは漁場の整備に係る事業又は海岸法（昭和31年法律第101号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設の整備に係る事業に従事する船舶を停係泊させる目的で甲種漁港施設を使用するために条例第13条第 1 項の規定による

許可を受けようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、速やかに、別記第 7 号様式の申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

- 3 許可申請者は、当該許可に係る甲種漁港施設が所在する市町村に所在する甲種漁港施設について、条例第13条第 1 項の規定による許可を既に受けており、かつ、当該許可に係る添付書類の内容に変更がない場合にあっては、前 2 項の規定にかかわらず、添付書類の提出を省略することができる。

別表中「漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

別記第11号様式中「第13条第 4 項」を「第13条第 6 項」に改める。

別記第12号様式中「第13条第 5 項」を「第13条第 7 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道漁港管理条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道漁港管理条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

- 3 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第 33号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「第13条第 2 項及び第 6 項」を「第13条第 4 項及び第 8 項」に改める。

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）

- 4 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第13条第 2 項」を「第13条第 4 項」に改め、同条第 5 号中「第13条第 4 項」を「第13条第 6 項」に改め、同条第 6 号中「第13条第 5 項」を「第13条第 7 項」に改め、同条第 7 号中「第13条第 6 項」を「第13条第 8 項」に改める。

（北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 5 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成18年北海道規則第167号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の改正規定のうち同条の表 2 の項(4)中「第13条第 2 項」を「第13条第 4 項」に改

め、同項(5)中「第13条第4項」を「第13条第6項」に改め、同項(6)中「第13条第5項」を「第13条第7項」に改め、同項(7)中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改める。

告

示

北海道告示第130号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町長都東地区の換地処分をした。

平成19年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町オオナイ7地先・5・6の1・7（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第132号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町字道有林3の1・3の4から3の7まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、3の2、3の3

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第133号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年2月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
丸 日 本 地 所 株 式 会 社	般－15 石第16356号	平成19. 1. 11
サ ツ 北 欧 設 備 工 業 株 式 会 社	般・特－15 石第14547号	同 19. 1. 16
壱 興 業 株 式 会 社	般・特－17 石第2263号	同 19. 1. 17
株式会社 柳 谷 建 設	般－14 石第15999号	同
田 所 左 官 工 業 所	般－14 石第1020号	同 19. 1. 18
サ ッ ポ ロ ネ ッ ト 株 式 会 社	般－13 石第11196号	同 19. 1. 25
岸 田 建 設 株 式 会 社	特－17 石第10356号	同 19. 1. 26
北 産 機 工 株 式 会 社	般－13 石第816号	同 19. 1. 30
山 本 工 務 店	般－13 後第161号	同 19. 1. 4
株式会社 荘 司 土 木	般・特－13 上第216号	同 19. 1. 17
天 売 小 型 運 輸 有 限 会 社	般－17 留第624号	同
株式会社 飛 内 建 設	般－16 留第64号	同 19. 1. 18
タ ケ シ ョ ウ 機 材 株 式 会 社	般－14 留第439号	同 19. 1. 26
有限会社 ナ カ 内 装 工 業	般－17 胆第2377号	同 18. 6. 5
伊 藤 重 建 株 式 会 社	般－16 胆第4347号	同 18. 6. 29
有限会社 若 杉 家 具 建 具 製 作 所	般－16 胆第3576号	同 18. 7. 4
有限会社 丸 穂 田 中 土 建	般－14 胆第3112号	同 18. 7. 18
菅 原 建 設 株 式 会 社	般－14 胆第2895号	同

ヨシムラ建築設計工房	般-15 胆第3999号	平成18. 7.19	ら2週間、一般の縦覧に供する。 平成19年2月27日	北海道知事 高橋 はるみ	路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
矢野組	般-16 胆第2515号	同 18. 7.25					
有限会社 見崎鉄筋	般-17 胆第3730号	同					
有限会社 マエダ工業	般-13 胆第4192号	同 18. 7.31					
有限会社 マルケー工藤組土建	般-15 胆第4011号	同 18. 8. 4					
株式会社 伊達電業社	般・特-17 胆第569号	同 18. 8. 9					
フジタ産業株式会社	般-14 胆第3871号	同 18. 8.24					
株式会社 セイワ・ホールディングス	般-13 胆第3853号	同 18. 9.20					
丸国商事株式会社	般-15 胆第4025号	同 18.10.24					
有限会社 大本塗装工業	般-14 胆第3657号	同 18.10.31					
株式会社 トマホーム	般-16 胆第3164号	同 18.11. 6					
有限会社 大淵工務店	般-14 胆第613号	同 18.12. 7					
株式会社 マツダ	般-13 胆第3304号	同 18.12.18					
佐藤水道株式会社	般-13 釧第1830号	同 19. 1.10					
株式会社 山信畠山組	般-14 釧第378号	同 19. 1. 4					

2 許可の一部廃業							
商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日					
昭和電業株式会社	般-14 石第1977号	平成19. 1.10					
株式会社 グリーンプラン	般-16 石第18646号	同 19. 1.24					
建旺興業株式会社	般-17 石第7887号	同 19. 1.30					
株式会社 丸信北恵工業	般-16 渡第3226号	同 19. 1.17					
株式会社 杉沢組	特-13 渡第399号	同 19. 1.18					
株式会社 コスモサポート	般-14 渡第3137号	同 19. 1.23					
阿部建設工業株式会社	特-14 上第820号	同 19. 1.31					
指川電設工業株式会社	般-18 留第376号	同 19. 1.17					
まるい建設株式会社	特-14 網第564号	同 19. 1.29					
第一鉄鋼株式会社	般-13 胆第4215号	同 18.10.17					
株式会社 マル長遠藤工業所	般・特-17 胆第1259号	同 18.11. 9					
有限会社 轟	般-17 胆第4431号	同 18.11.17					
森田産業株式会社	特-13 胆第125号	同 18.12.18					
株式会社 高橋工業	特-13 根第275号	同 19. 1.31					

北海道告示第135号							
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。							
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。							
平成19年2月27日							
北海道知事 高橋 はるみ							
1	道路の種類	道道					
2	路線名	帯広浦幌線					
3	道路の区域						
	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間		
	河東郡音更町十勝川温泉北12丁目1番28地先から	前	18.50mから	587.96m	――		
	河東郡音更町十勝川温泉北14丁目1番4地先まで		36.67mまで				
		後	17.80mから	587.96m	――		
			36.67mまで				

北海道告示第134号							
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。							
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か							

